

ご購入者各位

株式会社 公論出版
編集部

「消防設備士第5類 令和8年上巻」に関するお詫びと訂正

弊社発行「消防設備士第5類 令和8年上巻」をご購入いただきまして誠にありがとうございます。
当該書籍におきまして、誤りがございました。お詫びするとともに、下記のとおり訂正をお願い申し上げます。

記

頁	個所	内容	
60 [更新：2026.8.17]	■ 1. 罰則 (設置命令違反) の図 赤枠部分を修正	消防用設備等の設置命令違反 消防署長又は 関係者で 権原を 有する者 設置命令 1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 拘禁刑	
61 [更新：2026.8.17]	■ 2. 両罰規定 の図 赤枠部分を修正	消防用設備等の設置命令違反 消防署長又は 関係者で 権原を 有する者 法人 設置命令 1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 (法第41条第1項⑤) 3000万円以下の罰金 (法第45条第1項②) 拘禁刑 S149	
195 [更新：2026.8.17]	【7】正解	正	【7】正解3
		誤	【7】正解4